

(名称) 葛城市地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

葛城市の公共交通は、主に通勤・通学など都市間の輸送を担う鉄道（近鉄、JR）、主に通院、買い物、通勤・通学の移動手段である路線バス（奈良交通）とタクシー、そして、市内の公共施設間の移動手段であるコミュニティバスにより、概ね市内全域に公共交通のサービスが提供されている。

しかし、近年、公共交通の利用者は減少傾向にあり、鉄道駅の無人化、鉄道・路線バスの減便など地域公共交通を取り巻く環境は、厳しさを増しているところである。一方で、全国の市町村と同様に、本市においても少子高齢化が進展しており、将来的には約3割の方が高齢者になることが予測され、また、市内では勾配のある地形により、日常生活する上で徒歩による外出が負担となっている地域や公共交通の利用が不便な地域も存在する。

以上のことから、本市では、地域公共交通の問題等を解決するため、市の公共交通の現状や住民ニーズを把握して、本市に適した生活交通ネットワークの確保が重要であると考えている。

本計画の対象路線である環状線ルートは、公共施設（庁舎、福祉施設等）、鉄道駅、医療機関、商業施設を結ぶ路線であり、地域の生活交通の確保を目的にしており、地域公共交通確保維持事業はその実現に必要な事業である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

環状線ルート及びミニバスルート（A・B・Dルート）における1日当たりの平均利用者数は、令和2年度にはコロナウイルス感染症の影響により81.6人/日まで大きく減少していたが、社会活動の回復とともに増加しており、令和5年度には135.49人/日となり、コロナ禍以前を上回る利用者となった。なお、内訳としては、環状線ルートが101.79人/日、ミニバスルート（A・B・Dルート）が33.7人/日となっている。

令和7年度は、さらなる利用者増加を目指し、環状線ルートにおける目標を112.0人/日（直近年度の実績10%増加 ※前年度の増加率と同等）とする。

### (2) 事業の効果

地域公共交通確保維持事業の実施により、次のような効果が期待できる。

- ・ 公共施設、鉄道駅等へのアクセス向上等、住民の生活の質の向上
- ・ 安全で効率的な公共交通サービスの提供
- ・ コミュニティバス、路線バス等の利用者数の増加

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定時性確保に向けた環状線バスの改善に向けた検討（葛城市・事業者）</li> <li>・ 公共交通サービスを使ったお出かけを促すためのマイ時刻表の発行（葛城市）</li> <li>・ 乗換案内サイトへの対応など公共交通に関する情報の見える化の推進（葛城市） （葛城市地域公共交通計画 P 37～52 参照）</li> </ul>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る環状線ルートについて、その運行費用総額は約4,900万円であり、葛城市から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、運行事業者により提供される乗降客数、運賃収入額などの数値指標によるモニタリング・評価を実施 （葛城市地域公共交通計画 P 53 参照）
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
<b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
<b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
<b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和4年 6月10日 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について協議
- ・ 令和4年 8月29日 実証運行計画の策定について協議
- ・ 令和5年 3月17日 令和5年度のスケジュール（案）について協議  
令和5年度の予算（案）について協議  
葛城市公共交通の無償化について協議
- ・ 令和5年 6月20日 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について協議
- ・ 令和5年12月 7日 公共交通に関するアンケート調査について協議
- ・ 令和6年 3月27日 アンケート調査の結果について  
予約型乗合タクシーの見直しに向けた方向性について協議  
地域公共交通計画の改訂について協議  
令和6年度のスケジュール（案）について協議  
令和6年度の予算（案）について協議  
葛城市公共交通の無償化について協議
- ・ 令和6年 6月24日 地域公共交通計画の別紙（案）について協議

## 19. 利用者等の意見の反映状況

葛城市地域公共交通活性化協議会の委員として、区長会、商工会、寿連合会、民生委員、市議会より参加いただき、協議に加わっていただいていることから、公共交通利用者（市民）の意見が一定反映されていると認識している。なお、会議資料や会議録は市ホームページにて公開している。

また、葛城市地域公共交通計画の策定にあたり、市民を対象とした住民アンケート、コミュニティバス等の利用者を対象として利用者アンケート、パブリックコメントなどを実施している。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 奈良県葛城市柿本166番地

（所 属） 葛城市 企画部 企画政策課

（氏 名） 西川 睦啓

（電 話） 0745-44-5016（ダイヤルイン）

（e-mail） kikaku@city.katsuragi.lg.jp